

浄化槽仕様書の記載にあたっての留意事項

- 1 2 欄、3 欄及び7 欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- 2 「種類」

届出をしようとする浄化槽が、工場において製造した浄化槽であるときには、「① 浄化槽法に基づく型式認定浄化槽」に該当し、浄化槽法第13条の認定書の認定番号を記入すること。それ以外の浄化槽は、「② その他」に該当し、浄化槽の構造に関する昭和55年建設省告示第1292号（以下「告示」という。）の規定に基づき、第一から第十二までの別及び処理方式を「② その他」右側の余白に記入すること。
- 3 「当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積」

「処理対象人員及び算定根拠」の算定対象となる建築物の用途及び延べ面積を記入すること。
- 4 「処理対象人員及び算定根拠」

日本工業規格「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A3302）」により記入すること。
- 5 「処理能力」

浄化槽法及び建築基準法の大員認定を受けている浄化槽にあつては、型式適合認定書（別添仕様書及び図面を含む）及び浄化槽法第13条の認定書等の認定を受けている処理能力を記入すること。
- 6 11欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入すること。
- 7 届出書の添付書類
 - ① 構造図
 - ② 仕様書
 - ③ 処理工程図
 - ④ 設計計算書

型式適合認定書（別添仕様書及び図面を含む）及び浄化槽法第13条認定書の写しを添付することによって省略することができる。

 - ⑤ 浄化槽を設置しようとする建築物の平面図
 - ⑥ 付近の見取図又は配置図（浄化槽の設置位置、給排水系統図、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を記載したもの。）
 - ⑦ 環境保全に関する誓約書（要綱別記様式第1）
 - ⑧ 案内図
- 8 「建築基準法に基づく浄化槽の種類」

届出をしようとする浄化槽が「□ 国土交通大臣が定めた構造方法を用いる場合」又は「□ 国土交通大臣の認定を受けた場合」のどちらか該当する事項にチェックする。

また、「□ 型式適合認定」又は「□ 型式部材製造者認証」のどちらかの認定を受けている場合には併せて該当する事項にチェックする。
- 9 「添付図書」

「■ 国土交通大臣が定めた構造方法を用いる場合」、「■ 国土交通大臣の認定を受けた場合」、「■ 型式適合認定による場合」又は「■ 型式部材製造者認証による場合」の四つの場合で、添付書類をどの場合に該当させるか判断し、該当する事項一つにチェックする。